

監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第15期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、理事長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人と大学の業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、事業報告書及び決算報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針等及び附属明細書）につき検討しました。



2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

公立大学法人静岡文化芸術大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実はありません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、公立大学法人静岡文化芸術大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月18日

公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長 横山俊夫 様

監事 松田 隆広 

監事 藤田 将司 